

再犯防止の視点から見た 高齢受刑者の現状等について



四国矯正管区 更生支援企画課

四国矯正管区 更生支援企画課の役割

更生支援企画課の担当業務

➡被収容者の**更生支援**に関する**企画・調整**に関すること
四国4県の矯正施設⇔**関係機関・地方公共団体**の間の**総合調整窓口**

なかでも

- 1 **地方公共団体**をはじめとする地域との連携強化に係ること
- 2 **関係省庁・民間団体(協力者)**との**連携**
※特に受刑者等の社会復帰支援に係る社会資源の開拓
➡ **居住支援・農福連携**を中心に

目指すは
再犯防止

ほかにも…社会復帰支援に係る関係団体との関係構築、
再犯防止に関わる広報 などに取り組んでいます。



矯正施設とは（刑務所・少年院・少年鑑別所など）

矯正施設

刑事施設

- 刑務所
- 少年刑務所
- 医療刑務所
- 拘置所



少年施設

- 少年院
- 少年鑑別所



四国矯正管区と四国4県の矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所など)

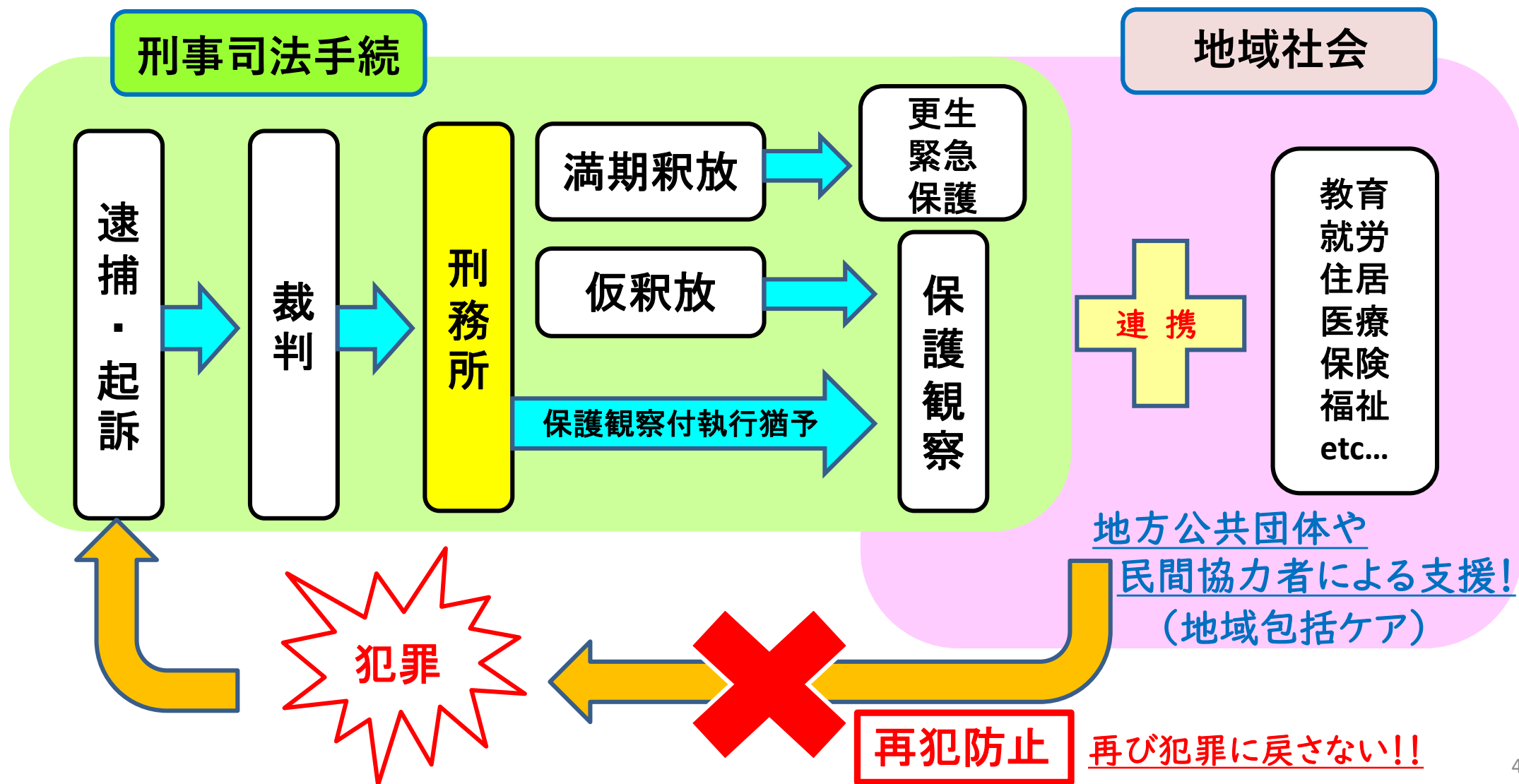


四国矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

四国4県には、刑務所(本所)が4施設あるほか、刑務支所1施設、拘置支所5施設、泊り込み作業場(大井造船作業場)1施設があります。

また、少年院2施設、少年鑑別所4施設があり、当管区は、これら合わせて管内合計17施設を管轄し、施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

刑事司法手続の流れ（成人の場合）



なぜ「再犯防止」が必要なのか

A : 刑法犯の認知件数は、長期視点で見れば、減少傾向にある。



出典：刑法犯 認知件数（令和6年版犯罪白書）

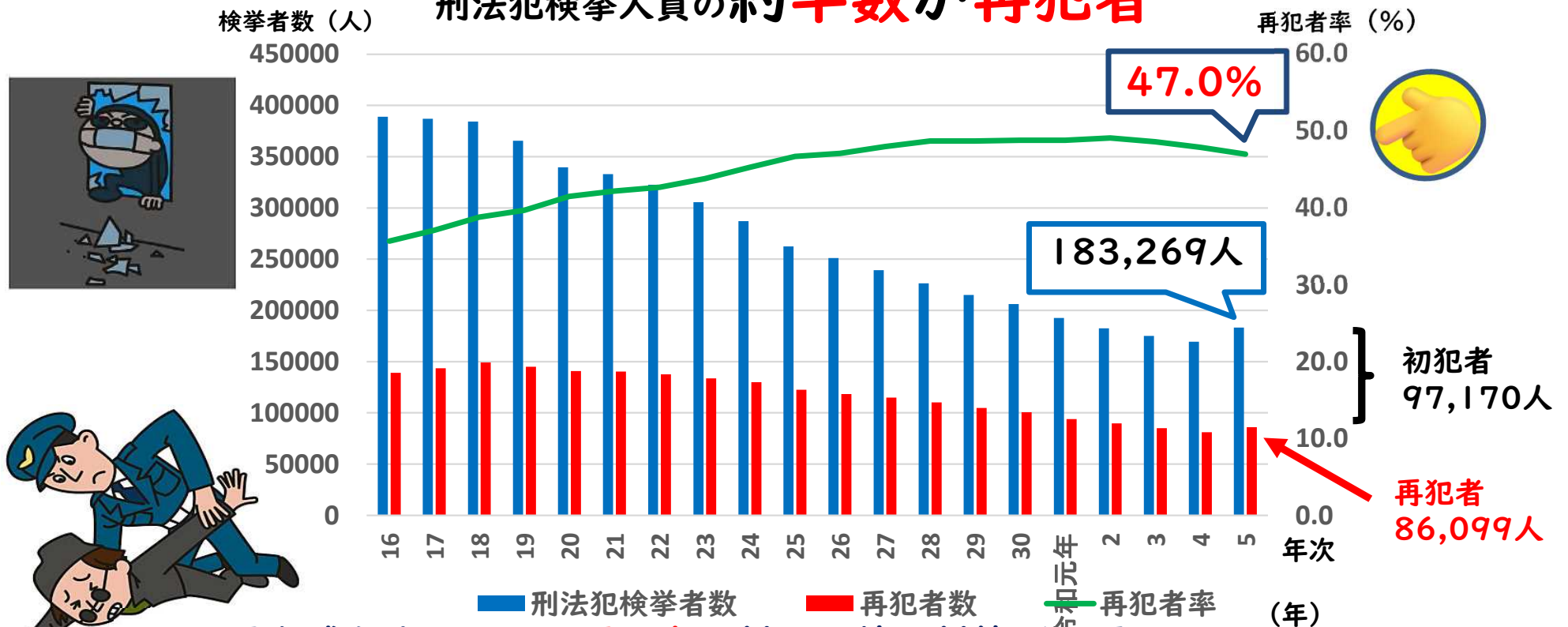
「犯罪（再犯）」の状況

（令和6年版犯罪白書）

★再犯の現状

刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の**約半数が再犯者**



▶ 犯罪を減らすためには**再犯者**に対して特に対策が必要

➡ 国・地方公共団体・民間団体等が**連携**して取り組む**体制**の整備

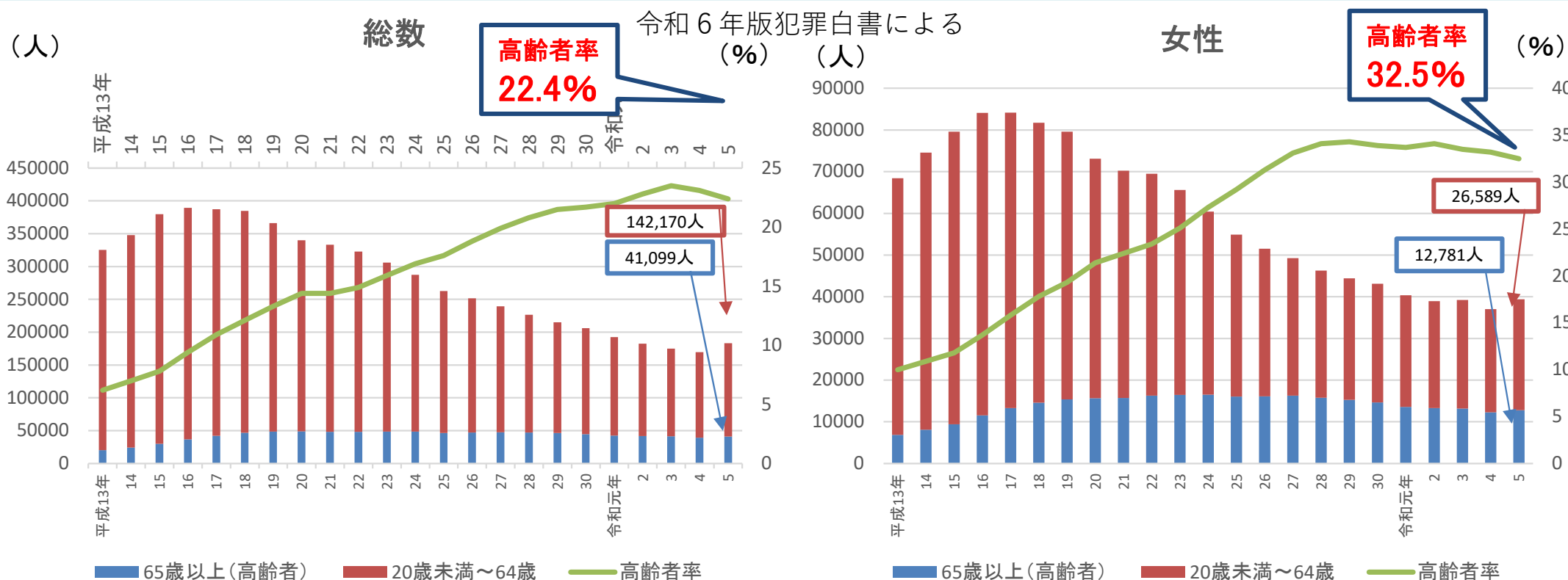
なぜ「再犯防止」に取り組むのか？

犯罪により刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）に収容された人や非行により少年院に入院した少年は、やがて社会に戻ってきます。多くの人は、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていくこととなります。しかしながら、刑務所や少年院を出所した後、再び犯罪や非行をする人も少なくありません。

近年、刑法犯により検挙された約半数が再犯者であるという状況が続いています。そのため、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯や再非行を防止することが重要です。

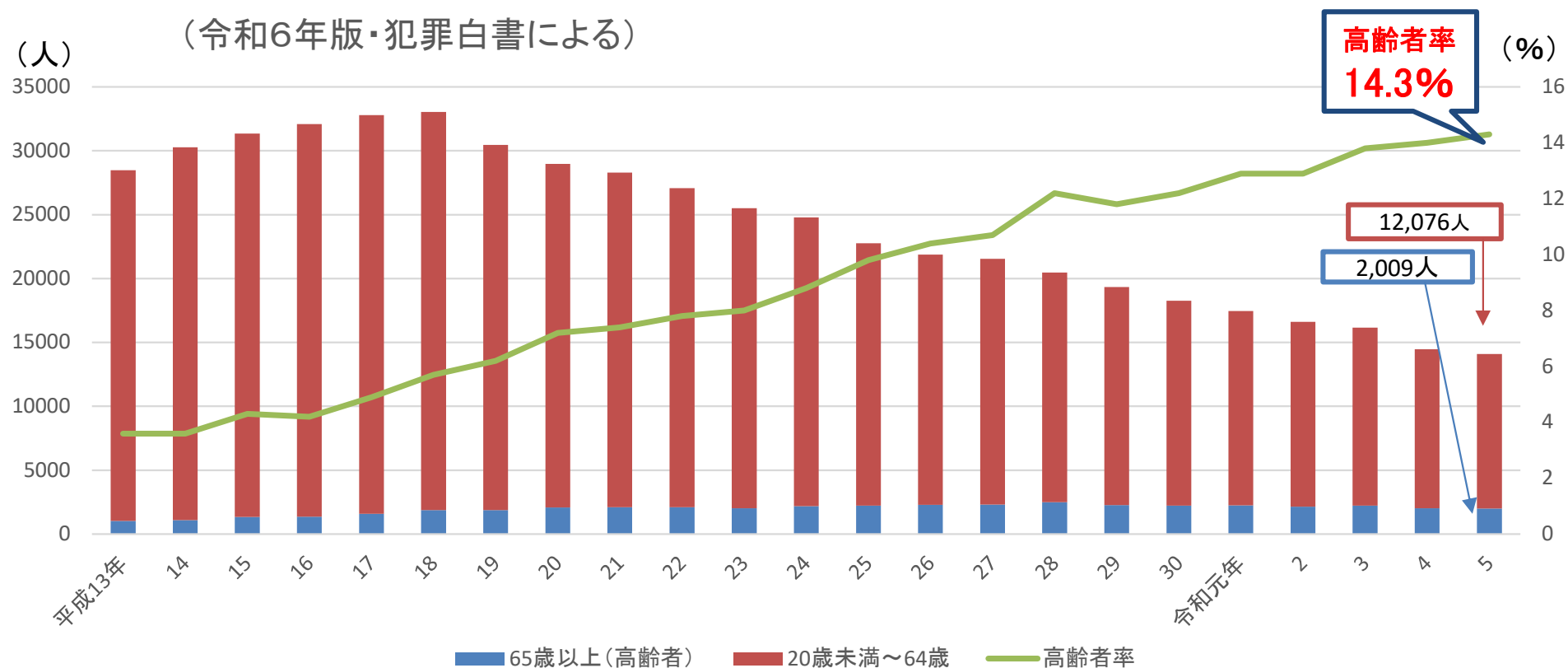


刑法犯の検挙人員（高齢者と高齢者以外）



- ▶ 検挙人員は減少傾向にあるが、高齢者（65歳以上）の検挙人員は高止まり
 - ➡ これにより、検挙人員に占める高齢者の割合（高齢者率）は上昇傾向
 - ➡ 高齢者率（総数）：平成13年（6.2%） ➡ 令和5年（22.4%） 16.2pt上昇
 - ➡ 高齢者率（女性）：平成13年（10.0%） ➡ 令和3年（32.5%） 22.5pt上昇

入所受刑者の人員（高齢者と高齢者以外）



▶ **高齢入所受刑者の人員は増加傾向**

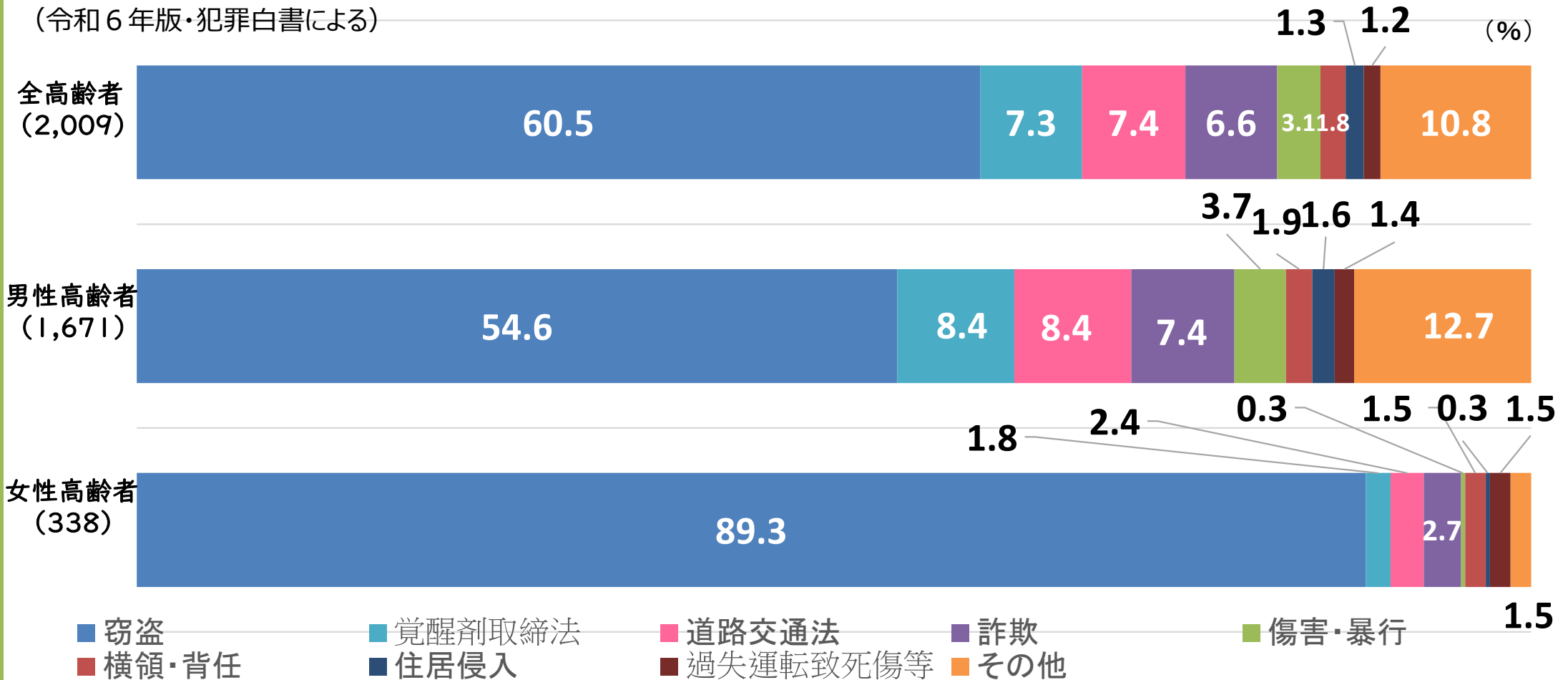
平成13年(1,026人) ➡ 令和5年(2,009人) 約2倍

▶ **高齢者率は上昇傾向**

平成13年(3.6%) ➡ 令和5年(14.3%) 10.7pt上昇

高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

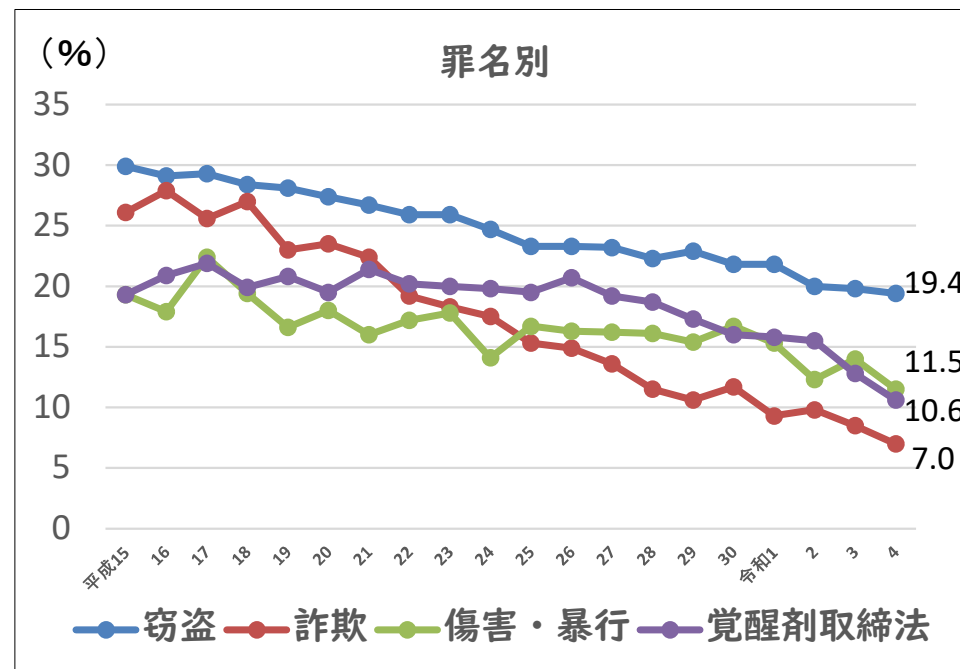
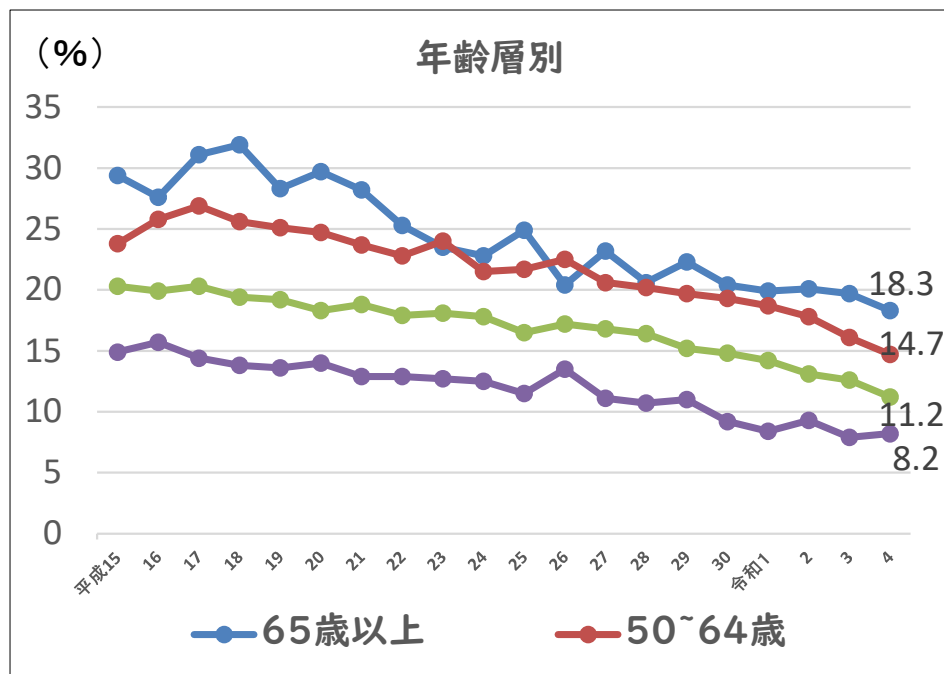
（令和6年版・犯罪白書による）



- ▶ 男女とも、**高齢者は窃盗**の割合が高い
- ➡ 特に、**女性高齢者は約9割が窃盗**

【参考】 出所受刑者の2年以内再入率の推移

(令和6年版犯罪白書)



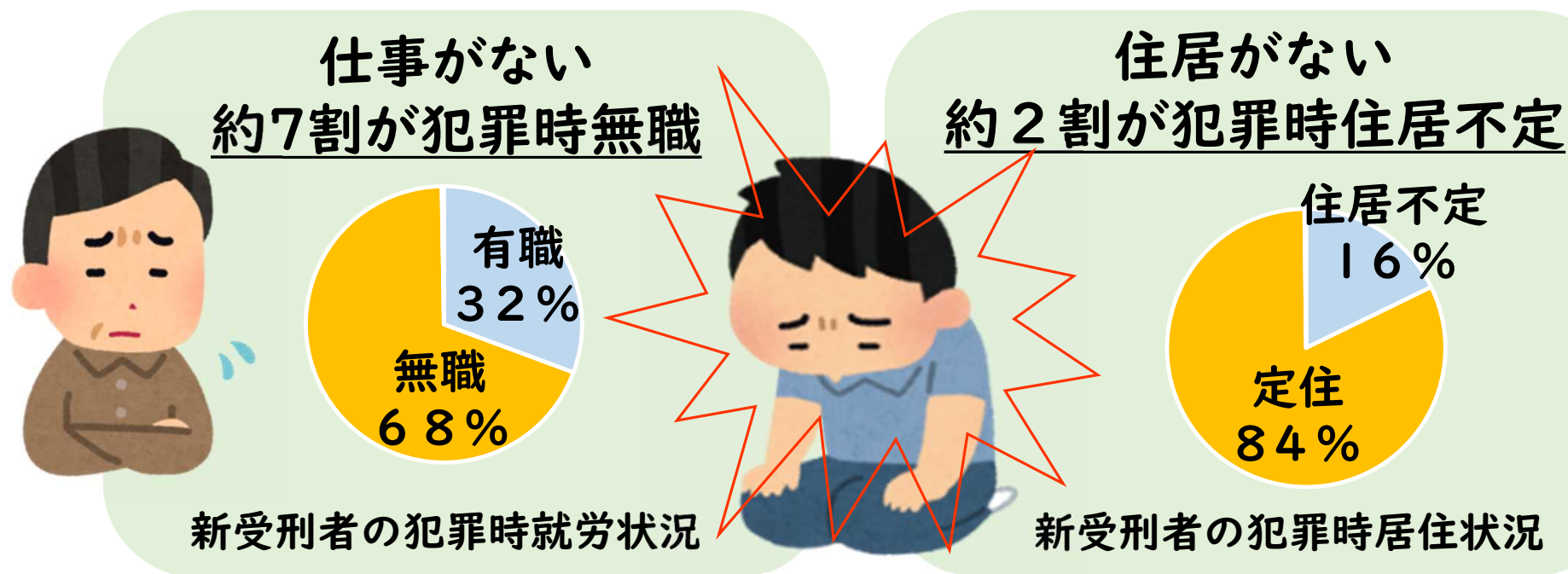
▶ 過去20年間を見ると・・・

- ① 高齢者層の2年以内再入率がほぼ他の年齢層より高い
- ② 窃盗の2年以内再入率が一貫して他の罪名より高い

高齢受刑者が出所後に安定した生活を送るためには、地域・関係機関の支援が必要です。

再犯防止の課題～「生きづらさ」という問題

犯罪や非行をした人の中には、様々な「**生きづらさ**」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。



(令和5年矯正統計年報)

刑務所を出所しても・・・

★立ち直りへの壁



【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



就労の確保



住居の確保



保健医療・
福祉サービスの提供



修学の支援

再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶ 平成29年12月「第一次再犯防止推進計画」閣議決定(H30年度～R4年度)
- ◎ 令和5年3月「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定(H5年度～R9年度)

第二次再犯防止推進計画とは…

R5年度～R9年度の
5年間の計画を定めたもの。

7つの重点課題の下に
96の具体的な施策を定め、
その実施により
「世界一安全な日本」を目指す。

①就労・住居の確保等

②保健医療・福祉サービスの利用の促進等

③学校等と連携した修学支援の実施等

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

⑤民間協力者の活動の促進等

⑥地域による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

7つの
重点課題です

- ➡ 第一次推進計画の基本方針を踏襲し、第二次推進計画で発展・加速させる。
- ➡ 国・都道府県・市区町村の役割分担を明確化
- ★ 就労・住居の確保について、筆頭課題(最重要政策)として位置付けられています。
- ★ 高齢者・障害のある者等への支援
福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化・多機関連携の強化etc

再犯防止に向けた取組（一例）



農福連携（ノウフク）×再犯防止

農福連携は、**障害**や**生きづらさ**を持つ人たちが働く場を**農業**分野で作ろうとする取組です。農林水産省、厚生労働省を中心に国として推進しています。

➡ さらに、**高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労・社会参画支援や、犯罪をした者等の立ち直り支援にも拡大**



居住支援（新たな住宅セーフティネット制度など）×再犯防止

居住支援は、**住宅確保要配慮者**とされる方々の住居の確保のため、民営アパートや居住支援法人を活用し、対象者及び大家等に対する支援を行う取組です。



★**住宅確保要配慮者**の中には、**「矯正施設退所者」**も含まれています。

➡ **刑務所出所者等の居住先の確保に！**

国土交通省令の改正により含まれることに！

再犯防止に向けた取組の実践（関係機関の皆様との連携）



農福連携セミナー（中国四国農政局と共催）

- ➡ 本年12月中旬頃にオンライン開催
- ➡ 農福連携事業者・矯正職員等が取り組みなどを発表



刑務所出所者等の農福連携による支援について考えるセミナー
農業事業者を始め、関係機関・団体の方の理解を求める機会に！



居住支援の充実強化

- ➡ 引き続き、関係機関等との連携を深めて
 - ・ 矯正と居住支援法人等の関係構築を図る
 - ・ 矯正施設職員の居住支援についての理解促進



※居住支援協議会等との意見交換会

- ➡ 施設を会場に受刑者の実情を居住支援法人等の関係機関に知っていただく
- ➡ 居住支援について矯正施設職員も理解を深める



【参考】法務少年支援センター（少年鑑別所に併設）支援内容

地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために
～法務少年支援センターではこのような支援を行っています～

1 能力・性格の調査

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行います。

また、依頼があれば、御本人や御家族の方にも、結果を分かりやすく説明します。

● 実施可能な心理検査等の例

- 知能検査等
- 性格検査・職業適性検査等

● 教育相談機関からの紹介により、知能検査等を実施した例

御家族の方とお子さんとそれぞれ面接を行い、知能検査・発達検査等を実施しました。また、知能検査等の結果を、御家族の方に、お子さんの得意なこと、苦手なことなどとお伝えした上で、日頃困っている点や気になっている点をおうかがいしながら、お子さんへの接し方について、アドバイスを行いました。



2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

● いじめ等の問題行動のある中学生の指導方法を、学校教諭に助言した例

生徒、保護者、学校教諭のそれぞれと面接を行い、生徒の心情や背景にある問題を把握するとともに、保護者と学校教諭に対して、生徒への接し方や指導方法について提案をしました。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。



● 学校と連携して、心理相談を継続した例

同級生への暴力などのあった生徒について、学校教諭からの紹介を受け、御本人と御家族の方のそれぞれと面接を行いました。

御本人とは、専用のワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合ったり、暴力を振るわないための方法について、一緒に考えたりしました。

御家族とは、家族関係の問題を中心にカウンセリングを行いました。

4 事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

● 福祉機関が主催するケース会議に定期的に参加し、助言等を行った例

福祉施設において、職員の指示や決まりをすらない方の支援の在り方について、ケース会議が行われた際に、施設職員に対し、その方の行動の特徴や問題行動の原因等として考えられることをお伝えし、支援に当たり望まれる配慮などを提案しました。

5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが、主宰する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

● 過去の研修テーマ例

最近の非行少年の特徴、思春期の子供の理解と望ましい接し方、少年非行と地域のか、地域と進める再犯・再非行防止



6 法教育授業等



小学校における法教育の様子

法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しています。

児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

※ 法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々、法や司法制度等を理解し、活発なものの考え方を養うための教育をいいます。

他機関・専門職種等との連携の下で

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成人の方の御相談等にも応じています。例えば、罪に問われた歴が長い者・高齢者の方などに対して、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と、多機関連携の下で支援等を行うこともあります。

また、協力雇用主の方などに、従業員の方への接し方やお困りのことなどにアドバイスをしたり、日常の効果的なサポートの方法などを提案したりしています。また、従業員の方から、仕事に関して、集中力が続かない、周りとうまくやりたい等の悩みについて、お話をうかがい、助言をしたり、御自分の性格等を理解したいという御希望に応じて、心理検査等を行ったりすることもあります。

おわりに

- ◎犯罪の繰り返しを防ぐためには、
地域社会における「**息の長い**」支援が不可欠です。
- ◎**刑務所出所者等**の中にも**支援対象者**がいることを**知って**いただき、
関係機関・民間団体の皆様と**連携**して、当管区・管内矯正施設は
再犯防止に取り組んでいきたいと考えております。

矯正

×

再犯防止施策

= **安全で安心な社会の実現！**

